

IC 当座カードご利用のしおり

多摩信用金庫

1. お願い

IC 当座カードにご使用の「暗証番号」は、他人に知られないようにご注意ください。なお、当金庫の職員が店舗外や電話等で「暗証番号」をおたずねすることはありません。

- (1) IC 当座カードの紛失または盗難にあった場合は、直ちに電話等でご連絡ください。連絡先は以下の表のとおりです。

	時間帯	連絡先名・説明 等	電話番号
平日	7:50~9:00	たましん事務センター	042-524-8411
	9:00~17:00	お取引店舗	※1
	17:00~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616
土日祝	7:50~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59※3	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616

※1：お取引店舗の電話番号は当金庫ホームページの店舗・ATM 案内をご確認ください。

※2：後日、お取引店舗より紛失状況の確認連絡を差し上げます。

※3：1月1日は利用休止となります。

- (2) お名前、ご住所等の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店までお申し出ください。
- (3) IC 当座カードを曲げたり、高温・多湿の所、磁気の強い所（テレビ等の近く）に置かないようご注意ください。
- (4) IC 当座カードのお取扱いについては、当座カード規定をご一読ください。

2. お引出し、お預入れ

- (1) IC 当座カードは、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーの ATM を使用して当座勘定に預入れまたは払戻し（当座貸越金のお借入の場合を含みます。以下同じです。）をする場合にご利用いただけます。IC 当座カードのご利用は、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーの ATM でのご利用に限定させていただきます。当金庫以外の金融機関でのお取扱いはできませんのでご注意ください。
- (2) 当金庫の ATM を使用して払戻すときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。届出の暗証番号と相違した番号を入力した場合には、カードが使用できなくなることがあります。なお、ATM による 1 日あたりの払戻しは、1 日の払戻しを合計して 200 万円までとさせていただきます。また、カードによる払戻しにより、小切手、手形等の決済資金が不足することがあります。当金庫は責任を負いませんので、当日中の資金準備につきましては十分ご注意ください。
- (3) 当金庫の ATM を使用して預入れるときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM にカードを挿入し、現金を投入したうえで操作してください。なお、午後 3 時以降の預入れにつきましては、小切手、手形等の決済資金となりませんのでご注意ください。

《ご利用明細票》

当座勘定は通帳を発行いたしません。通帳のかわりに毎月月初めに 前月 1 ヶ月分のお取引内容を記載した「当座勘定照合表」を作成し、届出のご住所あてに送付いたします。

「当座勘定照合表」には、該当期間のお支払、お預入れのほかカードをご利用になった手数料の引き落としなどが記載されておりますのでご確認ください。

なお、内容について、ご不明、お気付きの点がございましたらお気軽に当店までお申し出ください。

3. お振替

- (1) IC 当座カードは、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーの ATM を使用して、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、カードローンにお振替する場合にご利用いただけます。

- (2) お振替は、お預入れする預金通帳あるいは IC カードを ATM の画面表示にしたがって挿入したうえ、以後、画面表示等の操作手順によりカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。

4. 暗証番号の変更

IC カードにご使用の「暗証番号」は、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーの ATM を使用して変更することができます。

ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、IC カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。なお、暗証番号には生年月日、電話番号や「1111」「1234」など類推されやすい番号は使用しないでください。

5. 限度額の変更

当金庫の IC カードにつきましては、現金のお引出し、カード振込それぞれについて、1 日の利用限度額を当金庫所定の金額の範囲内で変更することができます。

限度額を引下げの場合は、窓口で所定の手続きをお取りいただくほか、ATM でも変更することができます。

限度額を引上げる場合は窓口で所定の手続きをお取りください。

以上
(2023.7 改定)